



》》》》 住民税申告について 《《《《

平成31年1月から令和元年12月までの所得に係る住民税申告の受付を、令和2年2月17日（月）から町内各地区で行います。

◆ 申告の際に必要な書類

- ・マイナンバーカードもしくは通知カードなど
- ・給与所得の源泉徴収票
- ・印鑑
- ・国民年金保険料支払証明書もしくは領収書（国民年金に加入している方）
- ・生命保険及び簡易保険の支払証明書
- ・医療費の領収書、医療費のお知らせなど（医療費控除に該当する方）
- ・その他算定に必要な書類 など

◆ 注意事項

- ・各地区の申告受付日程で申告ができない場合は、3月3日（火）から3月16日（月）（土・日曜日を除く）までの間に役場2階会議室までお越しください。
- ・申告の際は、申告事務が円滑に行えるよう次の事項にご協力をお願いします。
 - ①帳簿や必要経費の領収書などの事前整理をお願いします。（帳簿及び必要経費の領収書などは、5年間の保管が必要です。）
 - ②医療費控除に必要な書類は下記の「医療費控除の申告手続きについて」のとおりです。確認の上、事前の準備をお願いします。

◆ 申告受付日程

月日	曜日	場所	受付時間	申告対象地区
2月17日	月	磯谷会館	9時～12時	能津登・島古丹
2月18日	火	横澗会館	9時～12時	横澗・鮫取澗
2月19日	水	美谷会館	9時～13時	美谷
2月20日	木	歌楽会館	9時～13時	歌楽・有戸・種前
2月21日	金	湯別会館	9時～12時	湯別
2月25日	火	樽岸会館	9時～12時	樽岸
2月26日	水	矢追会館	9時～15時	矢追
2月27日	木	役場2階 会議室	9時～15時	開進・岩崎・六条
2月28日	金			大磯・渡島
3月2日	月			政治・新栄
3月3日～16日			9時～	随時受付

※鮫取澗地区にお住まいの方は、申告の受付を横澗会館で行います。送迎をしますので、2月18日（火）午前10時に鮫取澗会館前にお集まりください。

◆ お問い合わせ先

総務財政課 電話 0136-62-2512

【担当：滝澤 寺門 古館 木村】

医療費控除の申告手続きについて

医療費控除の申告の際は、「医療費控除の明細書」を提出することで領収書の添付が不要となっています。（ただし、領収書の提出を求める場合がありますので、5年間は捨てずに保管してください。）

また、医療機関や調剤薬局に支払った分の医療費について、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ（医療費通知）」などを添付することで記入が省略できます。（医療費通知に載っていない交通費や医薬品購入費は、従来どおり記入が必要です。）

- ①被保険者の氏名
- ②受療年月
- ③受療者の氏名
- ④医療機関名称
- ⑤支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

申告に使用する「医療費のお知らせ」には、この事項の記載が必須です

「医療費控除の明細書」の様式は、国税庁のホームページでダウンロードできます。

この医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除を受けることができませんのでご注意ください。

申告には、マイナンバー（個人番号）が必要です！

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成28年分以降の確定申告書などの提出の際には、「マイナンバーの記載」＋「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

申告の際は、下記のいずれかをご持参ください。

（本人確認書類）

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
<ご本人のマイナンバーを確認できる書類>	<記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類>
●通知カード	●運転免許証
●住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）	●パスポート
●などのうちいずれか1つ	●在留カード
	●公的医療保険の被保険者証
	●身体障害者手帳
	●などのうちいずれか1つ

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| ◆日程 | 2月12日(水) 19日(水)
26日(水)
3月4日(水) |
| ◆会場 | 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター |

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

古紙回収のお知らせ

今月の古紙回収を下記の日程で実施します。古紙は当日の午前8時30分までに玄関前に出してください。集められた新聞や雑誌は再生紙としてリサイクルされますので、種類ごとに分け、きれいに束ねてから出してください。

回収地域	回収日
六条町～政治町の国道から山側	11日(火)
六条町～政治町の国道から海側	18日(火)
磯谷町～樽岸町	25日(火)

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

落氷雪にご注意ください

毎年、これからの時期は落氷雪による死傷事故が発生します。事故に遭わないため、次の点に留意してください。

- ・軒下や道路は大変危険です。絶対に子どもを遊ばせないようにしましょう。

役場職員等の人事異動

《役場》

- 退職(令和2年1月8日付)

山本和希(町民課健康づくり係)

《消防寿都支署》

- 退職(令和2年1月31日付)

大高喜勝(副支署長兼予防係兼救急係)

後志管内におけるさくらます 船釣りはライセンス制です

船でさくらますを釣る場合、船舶ごとにライセンスが必要です。さくらます船釣りをされる方は、必ずライセンス取得船へ乗船してください。

また、自家所有船で船釣りをされる方は下記のとおりライセンスを取得し、ルールを守ってください。

◆ 実施期間及び採捕制限

- ・実施期間
3月1日(日)～5月15日(金)
- ・採捕制限
日の出から日没まで
1人1日10尾以内(漁業者除く)

◆ ライセンスの取得方法

- ・必要書類
 - ①申請書(実行協議会事務局などから入手可能です)
 - ②船舶検査証書の写し
 - ③小型船舶操縦士免許の写し
 - ④漁港の係留施設使用許可証の写し
又は使用許可申請書の写し
- ・提出先
石狩後志海区漁業調整委員会事務局
- ・提出期限
2月7日(金)まで
※その後も申請は受け付けていますが、さくらます船釣りを開始する日の概ね2週間前までに提出してください。

◆ 協力金について

申請の際に、実行協議会に対し、次のとおり協力金を納めることとなっておりますので、ご協力をお願いします。

遊漁専業者・遊漁兼業者	30,000円
プレジャーボート所有者	5,000円
漁業者	3,000円

◆ お問い合わせ先

後志管内さくらます船釣りライセンス制
実行協議会事務局(小樽市漁業協同組合内)
電話 0134-22-5133
FAX 0134-22-5173

地域の雇用促進によるまちの元気を創出 ～寿都町の雇用促進事業について～

町では、中小企業の育成及び新規雇用促進を図るために次の雇用促進事業を定めています。

寿都町労働者育成支援事業

中小企業の振興と労働者育成を図るため、新規に従業員を雇用した中小企業に対し、育成奨励資金を交付する制度です。

支援を受けるための資格要件

いずれも寿都町の区域内にて事業を営む中小企業

- 常時雇用する従業員が20人以下の会社又は個人で、独立した事業所を有し、町内において同一の事業を1年以上続けている寿都商工会員であること
- ※遊興、娯楽など不急業種は除く
- 寿都町内に住所を有する新規雇用者を、雇用保険被保険者として1年間のうち6ヵ月以上雇用したとき
- 町税を滞納していないこと

育成奨励資金は、新規雇用者1名に対して、10万円を事業主へ支給します。

交付申請に必要な書類は次のとおりです

- ① 寿都町中小企業育成奨励資金交付申請書
- ② 寿都町中小企業育成奨励資金内訳調書
- ③ 雇用保険被保険者証の写し
- ④ 町内新規雇用者の居住を確認できる書類（住民票など）

寿都町ふるさと就職促進奨励金

「U・Iターン者」を対象に個人に奨励金を交付し、町内での雇用と定住促進につなげる制度です。

奨励金の交付を受けるための資格要件

- いずれも町内企業で就職した日から6ヵ月以上雇用され引き続き町内に定住する方
- 寿都町の住民基本台帳に登録された方で、町内事業所へ正規雇用され、採用時の年齢が満50歳以下の方
 - 雇用保険被保険者である方、町税などを滞納していない方、生活保護を受けていない方
 - 事業所などの都合による転入及び季節労働などにより一時的に転入した以外の方
 - 国家公務員及び地方公務員以外の方

奨励金は1人につき10万円交付します。（ただし、交付回数は1回限りです。）

交付申請に必要な書類は次のとおりです

- ① 寿都町ふるさと就職促進奨励金交付申請書
- ② 世帯全員の住民票（住民票謄本）
- ③ 世帯全員の納税証明書
- ④ 正規職員の証明となる書類

申請書類の交付を希望される方、又は制度の詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

【産業振興課商工観光係 電話 0136-62-2602】

リチウムイオン電池の処分方法について

ゴミ収集やゴミ処理場においてリチウムイオン電池が原因と思われる発煙・発火トラブルが発生しています。

リチウムイオン電池は、充電式のハンディクリーナーやモバイルバッテリー、電子たばこなど多くの電子機器に使われており、ゴミとして出す場合には、ほかのゴミとリチウムイオン電池が混ざらないように有害ゴミとして出しましょう。

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523



燃えたりチウムイオン電池

全国瞬時警報システム

Jアラートの情報伝達試験を行います

町では災害時に備え、全国瞬時警報システムを活用した全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します。

各ご家庭や事業所に設置してあります防災行政無線戸別受信機と、町内に設置の屋外拡声機から、機械による音声で試験放送が流れます。

なお、試験放送は自動的に最大音量で放送されますのでご了承ください。

試験放送ですので放送後に何かしなければならないということはありません。

〈上り4音チャイム〉

「これはJアラートのテストです。」×3回

「こちらは防災つつです。」

〈下り4音チャイム〉

令和 2 年 2 月 1 9 日 (水)
午前 1 1 時 0 0 分頃

※予告無く変更又は中止になる場合がありますので、ご了承ください。

◆ お問い合わせ先

企画課企画係 電話 0136-62-2608



自衛官募集説明会の開催について

自衛官募集に関する説明会を下記の日程で開催します。プレゼンテーションによる自衛隊の概要や各種イベント、体験入隊、部隊見学のご案内、ビデオ上映などもありますので、ぜひお越しください。

◆ 説明種目

自衛官候補生

◆ 日程

2月 8日 (土) 午前9時～午後3時

2月 9日 (日) 午前9時～午後3時

2月15日 (土) 午前9時～午後3時

◆ 開催場所

倶知安町南3条東1丁目
札幌地方協力本部 倶知安地域事務所

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部 倶知安地域事務所
電話 0136-23-3540

自衛官募集相談員 中里徳男
電話 0136-62-2207

自衛官募集相談員 齊藤孝司
電話 0136-62-2070

役場担当窓口 総務財政課総務係
電話 0136-62-2511

ドライブレコーダー購入費助成制度

事故の抑止と安全運転の意識向上などの目的から車載装置（ドライブレコーダー）の購入費の一部を助成する「ドライブレコーダー購入費助成制度」を令和2年3月末まで実施しています。

助成対象	町内に住所を有する個人又は法人、団体など
購入先	町内販売事業者から購入された場合のみ助成します。
助成金額	新たに購入したドライブレコーダーの購入費の1/2（ドライブレコーダー1台につき上限5,000円）を助成します。 ※ 設置費は除きます。
申請方法	ドライブレコーダー購入後、申請書と購入費を証明する書面（領収書原本）、印鑑と口座番号がわかるものを持参し、申請手続きを行ってください。

◆ 申込・お問い合わせ先

総務財政課総務係 電話 0136-62-2511